

第五回 參議院大藏委員會會議錄第二十八号

昭和二十四年五月十六日(月曜日)午後二時三十分開会

本日の會議に付した事件

○日本銀行法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○外國保險事業者に関する法律案(内閣提出衆議院送付)

○委員長(櫻内辰郎君) これより委員會を開会いたします。最初に日本銀行法の一部を改正する法律案につきまして、委員各位から日銀總裁の御意見を伺ひたい、こゝろ御希望もありませんので、總裁に御交際申しまして本日只今御出席になつておりますから、日銀總裁のお話を伺つて、それから御審議願ひたいと存じます。

○説明員(一万田尚登君) 委員會からお話がありましたので、簡単に今回の日本銀行法の改正に關連して、現下の範圍内においてのお話を申し上げたいと思ひます。

今回の改正は、要するに日本銀行のバンキング・ボードで、大体において中央銀行の管理の下にこれに關する政策をボードが決めるということになつております。ボードの構成は御承知のように大藏省、金融界、商工業界、農業界、それに日銀總裁並びに經濟安定本部の代表者、この七名で構成することになつておりますが、今後における金融政策は日本の經濟の安定並びに復興に大きな役割をいたします情勢なのであります。従ひまして信用制度、一國の中央銀行の行ふ金融政策というも

のが重大なることであるということが申されるのであります。従ひましてこの政策を決定いたしますにつきましても、金融界並びに産業界、農業界というふうな方面に練達した、而も實に國家的な見地に立ちまゝして公正な判断を持つておられる方がお見えになつて、そしてこの政策の決定をいたすという事は、私は誠に結構なことと存じます。從來ともこゝろいう仕組の必要であるという事は、私は前から感じておりました。從來はこの機構は參與理事會という名称でありましたが、今日におきましては、政策委員會という名称で、大体各方面の意見を取りつづ政策の決定をいたしたわけでありまして、而もこの委員會の五名の任命される委員というものは、實際に産業、金融に特に関係のある極めて公正妥当な人達なのであります。従ひましてこの委員會自体が一つの意思の決定であつて、この委員會の一委員が意思を決定するといふものではありません。議長といふものはこの委員會を代表しますが、併し議長に何らの特別の権限があるわけでもありません。各委員と同じであります。議長は或る意味においてこの委員會の世話をしていく幹事役、こゝろ性質のものであるといふことを、この機會に申添えて置きたいと思ひます。

○委員長(櫻内辰郎君) 御質疑がありましたらば……。

○波多野鼎君 日本銀行總裁に若干の点を御質問いたしまして、日本銀行總裁としては今度の改正法律案の二、三の点につきましてどう御見解を持つておいでになるかといふことを確めて置きたいと思ひます。この日本銀行法の一部を改正する法律案の、今お話に出ました政策委員會だけ、この規定だけを從來の日本銀行法の中に挿入することになつております。そしてその他の條項については、從來の日本銀行法そのまゝを生かしてまいります。その結果として、ちよつと水に油が交つたやうな法律の構成になつてしまつておると思ひます。而もこの審議會の規定だけをこのまゝ挿入いたしますと、この法律の運用の上においても非常に支障が生ずるやうな場合が出て来る處があると私は考へる。一、二の点を申上げて見ますと、第一に、日本銀行法の第三條第一項には、「日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニヨリ通貨及金融ニ關スル國ノ事務ヲ取扱フモノトス」通貨及び金融に關する國の事務を取扱うといふふうに日本銀行の性格が規定されております。ところがこの改正法律案を見ますと、十三條の二におきまして、政策を立てる……この條文にいろいろ問題がありますが、とにかく政策を立てるといふことになつておる。國の事務を單に取扱うだけではなくて、政策を立案する、こゝろいふことになつております。つまり日本銀行法の第三條を生かせば、政策を立てるといふことは越權だと私は思ひます。又政策を立てるといふこの政策委員會の十三條の規定を生

かせば、日本銀行法第三條の規定、國の事務を取扱うといふ規定が死んでしまふと思ひます。そういう点についてどうお考えになつておりますか。

○説明員(一万田尚登君) これは法文としてのテクニクの問題にもなるやうに考へます。それらについては専門の方からお答えがあるかと思ひます。特に委員會の主張するところでは、委員會のなすべき基礎政策は列挙されております。又金融といふやうな問題については、何が政策であり、何が國の事務であるか、又政策はどういふ範圍のものを政策といふかといふやうな点については、これは私はその明瞭にはなかつた、言ひ切れないのではないかと思つております。こゝろいふやうに思つております。別に今の條文が、そのようにありましてもちつとも、矛盾するところはないといふふうに考へております。

○波多野鼎君 この「國ノ事務」といふ、第三條にそう書いてありますが、これは恐らく國の通貨信用政策については、國が先ず根本方針を決めて、そしてこれを日本銀行をして行わしめる、こゝろいふ趣旨で第三條ができておると思ひます。それは日本銀行法の第一條に「日本銀行ハ國家經濟總力ノ適切ナル發揮ヲ圖ル爲メ國家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保持育成ニ任ズルヲ以テ目的トス」とある。國家の政策、これに即してやるのであります。ですから政策は國が立て、そしてその政策を遂行する任務

を日本銀行が負つておるといふ意味のことを第三條で國の「通貨及金融ニ關スル國ノ事務ヲ取扱フモノ」といふふうになつておると了解されるんで、今の總裁の御説明では、どうも國の事務と金融政策といふやうなものとは區別がでないといふやうな御答弁でありますけれども、甚だどうも曖昧で、私共には理解できないのであります。日本銀行法の建前からいふと、こゝろいふことになつておるんじゃないかと思ひますが、重ねて總裁に、こゝろいふこととお考えになれば、その意味を一つ御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(一万田尚登君) この條文のことにつきましては、私は甚ださういふ技術を持ち合せませんので、大藏省の方に御質問を願ひたいと存じますが、ただ現行の日本銀行法の第三條の「國ノ事務」といふことですが、どうせ事務はいろ／＼政府の御委託を受けてやつておる事務があります。この事務のこと、政策は國が定めて、そしてその事務を日本銀行にやらせておると、この今の三條の意味は解釈しております。そういうわけで、新しい事務のこととかその他については、大藏省の方に御質問下さつた方がよろうと思ひます。

○波多野鼎君 どうもよく分りませんが、その点はそれにしまして、次に、日本銀行法の第三十條に、通貨発行審議會の規定が出ております。通貨発行額をこの審議會の議決に基き閣議を経てこれを決定するといふふうに出てお

るわけなんでありまして。ところが今度の改正法律案の第十三條の二であります、これによりまして「通貨信用ノ調節其ノ他金融政策」を「作成シ指示シ」と、こうなっております。通貨政策というものもこの政策委員会が決定

することになっておりますが、そうしますと、この通貨発行審議会というものが何だか浮いてしまふということになるし、両方生かすこととしますれば、両方でもこれを決定するといふようなことになると思うのですが、こういう点などは、若しこの法律が通つたとする、日本銀行の方ではどう運用なさるとお考えでしょうか。

○説明員（万田尚登君）これは日本銀行が運用するわけではありませんが、通貨発行審議会は現在通りに残るのであります。ここに通貨発行限度を決める、こういうことになっております。無論その通貨発行限度を決めるにつきましては、物動計画から生産計画、すべてをそういう方面の詳しい資料と計画がなければ、資金面からなかなか発行することができません。従いましてこの仕事は安定本部で立てることと思ひます。仮にこの委員会であるということになりますと、委員会の中に又通貨安定本部と同じような組織を持たなければできないということになりまして、事實上そういうものが委員会であるべき筈はないと私は思ひます。

○波多野鼎君　日本銀行の内規で、理事会の仕事と今度の仕事とは同じ仕事じゃないと思います。そうしますと、理事の性格は根本的に変わつて来るんじゃないかと思いますが、どうでありますか。

○説明員(一万田尙登君) お説の通りであります。今日の日本銀行の理事というのは、政策委員会でお決めになつた政策をエクスキユードするというわけでありまして、お説の通りに考えます。

○木村禮八郎君　この日本銀行法の一部を改正する法律案が出て来た理由は、御承知の通り復金がああいう機能を停止することになり、そうして又日本銀行に対する見返り資金を復金償に償還したり、或は國債に償還したりして、日銀とか或いは市中銀行に金が返つて来て、そうして復金が今まで割に國策に副うた、國民經濟の要請に副

うた一應まだ資金の運用をやつて來ましたが、それがなくなつたので、そういう機能を今後果すのが、日本銀行或いは市中銀行ということになつて來て、この金融政策が非常に重要になつて來た。併しながらこれまでのような日本銀行或いは市中銀行の性格では、國民經濟の要請に應ずるような金融はできないので、金融機關の公共性ですね、これを非常に強めるという意味で、こゝいう法律案ができて來たと思ふんですが、そこで總裁にお伺ひしたいのは、こゝいう日本銀行の一部改正をやつて政策委員會を作る、そうしてこれだけの改正によつて國民經濟の要請に適するような金融政策が一体できるかどうか、その点をお伺ひしたいのです。それは具体的に、例えば國や或

いは政策委員会、こゝに産業に市中銀行は投資して貰いたい、そういうことを決めても、これによればそういうこの政策を作成し、指示し又は監督するといふのであつて、市中銀行にこれを貸さなければいけないと、こゝに

こで日本銀行では金をこれだけ市中銀行に貸すから、お前はこういう方面に貸せといつても、市中銀行が嫌だと言え、これは貸し得ないではないかと思うのです。従つてこういう政策

委員会を作つただけでは、この日本銀行法を改正する根本の趣旨に副うかどうか、國民經濟の要請に副うように金融政策が運用できるどうか、これだけです。その点お伺いしたいのですか。

○説明員(二万田尚登君) 大変むずかしい御質問であるように思いますが、これだけで果してできるかどうかという点は、これはいろいろ意見があるところ、共、いろいろ意見があるところ、

思いますが、無論如何、お世の沙汰或いは命令で補充する必要があるだろう。例えばお話のうちで市中銀行をせりて或る特定なものへの融資を先にさせるというようなことは、私共はこれは融資準則、融資規正のあれが残りまして、これで産業資金をそれらの分野で確保する。こういう方法で大体この政策委員会のやりますことは、本來の中央銀行、どここの國でも中央銀行がつております、本來の中央銀行のファンクションを如何に適正且つ妥當にやるか、その政策をとるか、従つて本來の中央銀行がする以外に互するというような、例えば統制的なもの、或いは又行政的な権限を持たねばできないようなこと、これらは別個の、そういう措置でやりになる。或いは又恐らく効

果的な注文があると思います。特に法律でこの委員会をやつて貰うというふうな決めたもの、こういうことではないかと思ひます。

○木村隼八郎君　日本銀行の方の政策は、その性格が政策委員会の設置によ

が果して本当にその程度で國民經濟の要請に應ずるような金融政策ができるかどうかは異論がありますけれども、一應これに變つて、市中銀行の方の、又その他の市中金融機關の方の性質を、これからは日本銀行の生

格です。これにやほり日本銀行の性格をもつと公共的にするというのに対応して、民間の方の金融機関の性格をもつと公共的になければ、日本銀行はそういうファンクシオンをやるとしてもうまく行かないのじゃないかと思うのですが、その点はどうなんですか。

○説明員(一万田尚登君) 私はこの金融機関が今日の日本の経済状況、

萬轉をうくる日本の経済の先況は國情に顧みして、十分公共的な立場からやつて呉れるということを確認しております。決して金融機關が公共的な立場に立たずに資金の運用をするということには私はないと思います。特に融資規正というようなのは相当強い。これは市中銀行に対する規正と言いますか、いわゆる資金統制になつておりますが、そういう点は尙でできるだけ私共も金融機關ともよく努力いたしてやつて行けると思います。

○木村廳八郎君 併しそれは非常に抽象的なことですが、實際問題として融資規正は、例えば市中銀行、市中の金融機關に集まつた預金をどういうふうな運用するかという、それについて例えば貿易手形にこれだけ融通する

か、要しに不況工業ならこれにたがひ懸念するとか、そういう新らしく市中金融機関に集まつた預金の運用について適用されると思うのです。そこで今後見返資金が産業の重要な資金になつて来ますが、これが物が輸入されて金と

なかで、延びて来る。利子も高くなるので、これに対して、非常なデフレを防ぐとするならば、日本銀行は緊縮的な融資をしなければならぬと思うのですが、そういう場合なんです。日本銀行から市中銀行に、おれが金を貸してやるから、市中銀行、お前

金を貸すという行為は、市中銀行でもこういうふうに貸せという場合です。これはその融資準則によつても縛れないと思うのです。この点、そこなのです。最近実務問題としてもう出て来ているのじやないかと思う。日銀は大いに貸してやると言っているのだけれども、市中銀行の方は安全性と収益性、そういう方面に強く囚われてなかなか貸さない、さういふことになる

と、そこには非常に問題があると思うのです。日銀ではおれの方は貸してやる、それで繋ぎ資金として貸してやれと言ひけれども、市中銀行の方は、いやいけません。今のところ我々の方では危険があるからそれは、貸せない。ところが新しく金融機関に蓄積される資金については、この融資規正そのものは適用できますが、日銀からそういうふうにして國民經濟の要請に副うような資金の融通をやろうとしても、それが思うように行かない、現実にはそういうことは起つて來ていると思うのです。ですからこういう政策委員會というものを設けても、一番重要な問題は解決が付かないのじやないかと思うのですが。その点はどういふににお考へになりますか。實業問題としてです。

ね。
○説明員(一万田尚登君) 今見返勘定の金が出る、その前に繋ぎ資金の問題、これは日本銀行は金を出さずと言つても、なか／＼いかなのじやないかと

ものについて報告を出して頂きたいと思うのです。それに併せて、日本銀行の今の人員です、全体の使用人は何人いるかということですね、それと、それから人件費がどのくらいであるか、それから物件費がどのくらいであるか、そういう点についての報告を出して頂きたいのです。それによつて又具体的に御質問したいと思うのです。

○木内四郎君 只今ここに提案されて

おりする法案につきましては、その立案に當つて大藏当局におきましては、日本銀行の方々と十分御相談し、或いは御意見を徴して、或いは関係方面のアドバイスなども容れまして立案

されたものだと思ひますが、ここから出て来ておりまする法案につきまゝして、若し何でしたら、速記を止めてもいいんですが、日本銀行の方として尙こうしたら一層この法案がよくなるだらうという御意見がありましたら、一つお伺ひしたい。殊にこの第十三條のこの

政策委員會の任務がずつと列挙してまゐりますけれども、ここにもこゝういふものを加へたらしい、或いはこれはこゝういふふうに変へたらしいという御意見がありましたら、それは一例ですが、尙十三條の四の政策委員會の構成で、ね、「七人ヲ以テ組織ス」といふふうになつておりますが、この外に或いはもう数人加へた方がよりいい政策委員會になるだらうというやうな御意見がまゐりましたら、この際伺わして頂ければ大変結構なんですが、例えばこれに「産業及工業ニ関シ優レタル經驗ト識ヲ有スル者一人」と、商業と工業とを商工業と言へば一つかも知れないが、おのずから違つておるところもありま

すから、そんなところは別々にして一人ずつ代表者を出した方がいいというような……これはほんの一例ですけれども、尙この外にこはこは構威にしたらいいという御意見がありましたら、その他折角日本銀行の改正案を出すならば、こいう点も直して頂きたいという御意見がありましたら、速記を止めてでも結構ですから、一つ伺わして頂ければ大変結構だと思います。

○説明員(一万田尙登君) この法案を

作ります場合に、私共も關係方面との御相談がありまして、まあ、自分としても今提示されておる法案が一番よろしいというように考えております。

○木内四郎君　まあ、そういう御答弁だと思つたんですけれども、例えばさつき申しました商業及び工業などについても二人にするというようなことについて如何でしょうか。一人よりも二人の方がいいというふうにはお考えになりませんか。

○説明員(一万田尚登君) これは、う御意見がいろ／＼ありますが、なかなか線が引きにくいですから、いろいろとこちらの方も一人、こちらの方も一人というふうになく／＼むづかしいと思います。まあ私共はこの原案がよいというように考えております。

○九虎紋十郎君 重複するかも知れませんが、むしろ重複しておりましたら、成るべく簡単に御答弁を願えれば結構です。いわゆる政策委員会の問題であります、この法案を見ますと、日本銀行の中にこの政策委員会ができるような組織になつておるのであります、その性格を見ますと、例えば第十三條の二に規定してありますよ

に、いろいろの金融に関する政策を作成し、指示し又は監督する、こういつたことになつておりますので、日本銀行の總裁の上に立つて、別個のような権限のある機関のようにも考えられる

のでありますが、そういう点から考
えまして、この中に入れるというこ
とは運営上非常に不円滑になつて支障を
來すのではないか、こういうふう
に考へるであります。例えばこの政策委
員会はそういったものの政策の決定の

最高機関になつておりますのであります。併しながら一方総裁というものは日本銀行の最高な監督者であり、又代表者であると考えるのであります。そういった代表者の関係におきま

しても、その上にあるような政策委員会が仮に性格を持つておるといふことになりますと、果してどちらが代表になつてよいか、そゝういたことも非常な不明瞭になつて参りますし、幸に政策委員会の議長と日本銀行總裁とが翁務されれば、それはもう文句はないの

ですが、仮にこれが別個の人がお互になつておるといふようなことになつたと、そこに相当意見の支障も來うて參るでありましょうし、表面上は非常に協力して行くように見えても、實際的には意見が違つておれば、十分互に協力して行くといふようなことも自然

にできにくくなるというようなことも生じて参りますし、そゝういつた、いろいろの観点からいたしまして、むしろ矛盾を來すような面もありまする。ういつた政府委員会というものを、銀行の組織の中に持たないで、一應個のものとしてこの政策委員会を決した方が、日本銀行の組織としましては非常に純粹なものができ、合理的な

のができるように考えておるのでありますが、こういった点につきましては、日本銀行総裁としてはどういうお考えがあるのか、それを聞かして頂きたいと思います。

○説明員（一万田尚登君） 今の御質問は要点が二つあるように私考えております。一つは政策委員会を日本銀行の外に置いたらどうか、こういう御意見ですが、これはその委員会が一体どういう仕事をなさるかということによつて異なる、これは、問題として手

もこれは遠くかも知れませんが併し申
 央銀行のなすべき政策を決める、こうい
 うような委員会としても、実際の申
 央銀行の仕事をやつてそれを通さなく
 ては、なか／＼どういふ政策をやつて

よしか分るものではありません。外に置くとそういう関連がなくなります。そうして日本銀行自体がいろ／＼な資料を持ちまして、又日々に金融を中央銀行としてやるから知つておりますが、併し自分自身としては政策をやらない。こういうことにもなる。それで

やはりこれは中央銀行の中に委員会を置く。委員会は何れも日本銀行總裁が監督するのではない。この委員会は………まあ監督というのは重点的に申すのであります。一番大事な点は中央銀行は、のなすべき政策を決める、日本銀行はそれを実行して行く、こういうことを

んで従つて今後における日本銀行
いうものは従来の日本銀行とは全く違
う、こういうことになる。そういう
うですから、私は日本銀行の中に置
たらよい、こういうふうに考えます
もう一つは、こういうふうにうちに
けば、總裁とチエアマンとの關係に
いてのお話があつたのですが、これ
私は別にそういう總裁も入る委員會

これを決める。これは政策を決める。總裁は実行する上の……日本銀行を選
當して行く。こういうことで、或いは
尙そういう点で考えなければならぬ点
がありますれば、これは研究しなけれ
ばなりません、これはそう御心配に
ならないでも選當はうまく行く。こ
ういうふうに考えます。

○九鬼紋十郎君 そろすると第十三條

の二の「金融政策ヲ國民經濟ノ要諦ニ適合スル如ク作成シ指示シ監督スルコトヲ任務トス」、こゝいうふうにあるのはどういふことを監督するのですか。私はそゝういつた銀行の業務を監督すると思ふのですが、そうではないですか。

○説明員（一万田尚登君） 先程ちよつとお答えして置いたが、無論監督というところもあります。これは委員会の最も中心な、積極的な性格はどこにあるかというような意味であります。

○九鬼紋十郎君　やはり監督される
 ことになりますね。
 ○説明員（一万田尙登君）　そういう
 ことになります。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑は
ございませんか。

○中西功君 以前昨年の八月ですか、司令部の方から日本銀行の改正に關す

るサセツシヨンもあつて、それはその後一應は立消えの形になつておりますが、その指示と今度の政策委員会を置くことに關する日本銀行の改正案との關係について、日銀總裁は大体どのとうなお考を持つておられますか、そを先ずお聞きしたいと思ひます。

○説明員(一万田尙登君) これは私
この前の趣旨はあれ、今回ののは今回の

こういうふうに思います。必ずしもこれに関連を付けて考えてはおけません。○中西功君 ではその次に、日本銀行にこのような政策委員会を置くという趣旨は、或いは精神と言つてもよいのですが、それは今回各方面に互つて、従来の國家經營的なものが漸次民間化しつつあります。即ち専賣公社とか或いは國鉄が公社形態になる、或いは又公團が改組されて行く。そういう一般的な潮流の一つとして、日銀においても今回このような改正がなされた。即ちそういう一つの一般的な行き方の方向と言いますか、それに倣つてこれがなされた。即ちもつと別の言葉で言いますと、そのような各面におけるいわゆる変化と、日銀のこの度のこの改正とが、精神においては歩調を合せておけるようなものであるというふうに考へてよいものかどうか、その点に対する御所見も伺いたいと思います。

○説明員(二万田尚登君) 今の御質問の点は、それ／＼人の見方で又如何ようににも見えるかと私は考へます。併し私は今回のこの改正は、特にクレジット、信用政策というものがなか／＼今後重大なるものでありまして、そこでできるだけ最も適正なこの政策を樹立するに必要な処置をとる。これが一般のいわゆる公の機關の民生化とどういふ関連を持つか、無論結果として私は民生化にも役立ったと思ひます。併し最も狙ひの重点は、今後の國の信用政策、最も公正な立場でやり得るのにはどういふふうにするかといふ点に狙ひがある、こういうふうには私は考へております。

ておりましたこの方面における機能の一部を日本銀行の政策委員会に委譲するという恰好になると思ひます。そしてその政策委員会には、勿論大蔵大臣或いは安本長官が入りますけれども、それは民間の人々が非常に入るわけですから、むしろその主人は民間の銀行或いは産業家といふものが支柱になる。そういう恰好でこの政策委員会が持たれるわけですから、そういたしますと、從來政府が持つておつたところの権限を、日本銀行にあるそういう民間の人々のグループに一應一部を持たせる、委譲するといふようなふうに大きくは考へられますが、そういうふうなことに對して、大体そういうふうには考へられるかどうか、その点お聞きしたいと思ひます。

○説明員(二万田尚登君) 只今の御質問であります、或いは私の理解が悪いのでありますが、はつきりしないところもあるのですが、官廳の、例えば大蔵省に從來ありました権限の一部が政策委員会に移る、こういうことはあります。これは併しそういう事柄は、こういう政策委員会に移した方がよろしいという事柄自体の性質から考へておるのであります、移す方が國のためにいい、こういうことであります。それからそれならば、そういうふうに移した場合に民間の人々に、先程民間と申されたが、民間という意味がどういふ御意図があるか私は分らないのであります、民間といふよりも大きな一つの中央銀行の中における組織として委員会の権限、無論その委員が民間から出るが、別に民間の利益を代表するといふ意味合ではないと私は思ひます。これはそういう方面に練達ない

わゆる知識を持つておる人、そして委員として適當な人、こういうことであります。従つてその委員会に移される事柄は、從來國が持つておるものをこれに移すといふ意味は全然ない、又あるべきではない。ただ事柄の性質上、從來國にあつたが、併しこれは今日及び今後の状況で、こういう委員会に移した方がよろしいのだ、それで移す、こういうことになると思ひます。

○木内四郎君 この法案に直接關係がないかも知れませんが、日本銀行總裁は非常にお忙しいところをお出で願つておりますので、この際最高の權威者である日本銀行總裁から、経済九原則下において、殊に今年の予算の通つた今日、又單一爲替を決められた今日、その下における金融情勢の見透しにつきましてお意見を伺つておければ、我々は非常に仕合せだと思ひます。

○説明員(二万田尚登君) それではお許しを得まして、今後の金融情勢につきまして若干お話しいたします。昭和二十三年に入りまして、御承知のように日本の経済といふものが相当安定の兆を持つて参りました。それまでといふものは天体インフレーションといふので進んで参つたと申して差支えないと思ひます。そこでこの國内のそういう情勢と共に、國際情勢乃至はアメリカ自体の経済情勢、こういうことからいふわゆる日本の経済の自立を早める。そこで御存じの九原則、從來それまでに日本の経済をどうするかといふ根本の目標といふもの、そういうものが必ずしも私自身の考へでははつきりしていなかつた。言換へれば、それまでといふものは、例えば極く分り易い言葉で申上げれば、安定が復興か、こういうふうな

うなことで、どちらがどうかその辺が十分でなかつた。大体の動き方は中間安定という言葉で表言しておられたのが、当時のこれは主流だと思つたのであります。併し今度の、今申上げました情勢の変化にもつて來まして、九原則の實施といふことになりました。これがもう明らかに安定した、勿論この安定と申しますと、如何にも安定といふことで復興といふことは考へていないように思われますが、そうではない。併し安定を壊さない範圍で無論復興する。こういう事柄になるのである。ここで初めて安定か、復興かといふような考へ方に一つの目標を與えて、安定だ、こういうふうな言ひのであります。従いましてこれに基いて取上げられたのが先ず今回の二十四年度予算であります。従いまして今後における金融政策もこの線を守つてやばり行かなくてはなりません。桁角財政で安定したにも拘わらず、金融面からこの安定を壊して行くといふことでは又このために当局が取るべきものではないが、ここで問題になります。これは、然らば安定といふことはどういふことを意味しておるかといふことを言いますれば、私の見解では、要するに今日の物價水準といふものを上げないといふことにあると思ひます。更に具体的に言へば今日の價格を下げる必要がある。公定價格ができておりますから、公定價格を下げる必要があります。この價格で安定する。こういうことであります。従いまして金融政策といいたしましても、特に今後デフレにして、そして物價を下げるといふところに今日直ぐに行くことは何も必要がない。言

換えればデフレーションといふ言葉でよく言われますが、今日の通貨水準といふものを維持して行く、通貨の増発によつて物價騰貴を招来せしめないようにするといふふうにも表現ができると思ひます。こういうことが今後における金融政策にある。言換へば金融政策に一つの大きな轉換がある。從來はインフレーションといふものが、主として無條件を含めて財政資金的な方面から出て來ておる。そこでインフレーションを抑止する上におきまして、どうしても金融面ではこれを抑制して行くといふことは余儀ないことなのであります。金融面においても、赤字もなんでもやるという放漫なことをやつておられますが、到底インフレーションの進行を阻止することが、抑制することが困難である。財政面から來るのは、例えば特別會計で國債が発行されることれば、それは國會が了解してそういう御承認を與えるのであります。それから、これはまあ蓄積資本で、市場で消化せんとすれば日本銀行で引受けるということではインフレーションが進んでも止むを得ない。又復金券といふものの引受け、これも國の生産計画、安本で作成するような生産計画に基く資金であります。これもやはりそうせざるを得ない。これは通貨当局としてどういふものか、こういうところからインフレーションの……、今回こういう問題があります。ここに金融政策が轉換すべき大きな基礎がある。併し基本方針といふものは私に言わすれば一貫しておる。何だか非常に遠くように言われます。或いは又從來は大變金融を締めたから、依然として締めるだらうといふような極く素朴な考へ方がありますが、そうじゃありません。相手が道樂をしてお

る。そのときはどうしても女房役は財布をやはり手放しに渡してはおけない。ところが私はそれが今度相手が道樂を止めてびちつと行儀よくして、もう今後そういうことは一切しません。こういう状況になれば、そこで今度は女房としてはやはり適正な交通費も、適正な小遣いもいろ／＼面倒を十分今後において見なくてはならぬ。これはこの精神は一貫しておる。ただ客観的な事情が違つたためにやり方が違ふ、こういうことになるのであります。今後におきましては、今のようないろ／＼の状況でありますから、金融面としては無論面倒を十分見るともであり、併しそれは手放しに見るのではなく、道樂はせんといふことだけは一つきちつとやる。これが財政面では……、企業面では今後合理化というふうな整備をやる必要がある。そうして來ると必要な資金は私はどうしても出さなくてはならぬのだから、そういうふうになる。特にこういうふうな考えからして今回の予算を出した。これがこのまま仮に実施……、仮ではあります。段々実施されるのであります。が、実施された場合にどういふふうに金融一般に影響を與えて行くか、これがもうすでに論議がございましたように、私共のちよつと目算を見ても、千億以上がデフレになつて行くものと私は思ふ。そうして見ると、こういうデフレ的影響というものは金融面ではこれを削減すると言いますか、そういう程度の資金は更にこれを金融から市場に出してやる、こういうふうなことを、併ししてデフレにならないようにしなくてはならぬ、こういうふうな考へるのであります。これがまあ今後の金融政

策というものの基本になる。更に先程からもいろ／＼議論がございましたが、設備資金というものは、非常に金融で一番問題になつてゐるのは設備資金であります。これも先程申しましたように調達をするつもりであります。が、問題は私は金融の基調が……、基調と言いますか、基本が、先程申したようにあるべきものであります。従いまして今後の最も注意を要しますことは、資金の回轉をよくするというところを考へる。今日では御承知のように未拂関係というのがあります。いわゆる牽連産業の人から物を、原料、資材を買入れても代金を拂つておらん、次にそれが……、にういう状態、こういう状況では到底資金の流通を円滑にするといふことは困難であります。これをやはり私共はなくては、言換えればこういうものをなくする、なくすると申しますが、これもやはり手放しになくするわけには行かない。そういう未拂いといふような状況を今後再びしない。又する必要もないといふだけの一つしつかりしたことを産業の方面にお互いにしなければならぬ。そういうふうな事情の下では未拂いを、從來の未拂いはなくして、そうして信用取引といふものが確立して行くという方向に向けて行かなければならぬ。かように考へるわけであり、信用取引といふものが確立しなくては、金融の円滑というものはなから／＼行へません。幸い今後におきましては通貨の安定、信用取引を確立するのには、やはり法的なこれに十分な施策、努力をいたして行きたいと、かように考へておる次第であります。これがまあ当面の具體的の金融といふことになれば、これ

は自然具體的になります。が、例えば先程申した設備資金の問題、これもまあこういうものをやる場合におきましては、私の考へではやはり國の生産計画といふものが、しつかりしたものがなくてはならぬ。勝手にただ整備するといつても、他産業の関連において面白くない点もある。総合計画がどういふ必要である。而もそれが九原則実施の下でなし得べき生産計画、こういうふうな、まあ見地から、例えばもう來月まででありまして、第一、四半期には設備資金としてやはり六、七十億くらいは金はどうしても出さなければならぬ。どうして六、七十億は必要なので、これも調達をいたしたい。これも市中金融で今後において見返すの中の或るものは今後において見返す資金の緊きになり得るものもありません。そうでないものもあるかも知れません。いずれにしてもこれは必要資金であるから市中金融に出して行く、そうして今後におきましては、どうしても從來、大抵日本の産業といふものはまあこれは戦時中、或いは戦前からの傾向でありまして、借入金に依存することが多過ぎる。これは当時競争といふような関係から資金調達があつた関係もあり、又、それが割合に容易であつた。こういうことから借入金金はなから／＼多くて自己資金が小さい。これは或る意味において、事業の経営を安易にする。こういう虚れが多分にある。それで、今後はそういうふうな見地からしても事業に自己資金、いわゆる株式並びに社債の、特に私共としては社債の発行といふことに力をいたしたい。これは一つには、國債といふものが償還をされる可能性が今後

において多いのであります。これは見返資金の運用がどうなりますかによつて、無論今日何とも言えませんが、併しこの資金のうちから國債の償還に当てられる見込みもあるようであり、そうして見ますと、今後國債といふものが、新しい発行は無論当分の間、こういう財源によることは困難であり、従ひまして、國債が非常に減つて來る。そうして金融機関としてはこれに代る有價証券も必要だ。そうすると、社債といふものが非常に役立つ、社債の発行を今後促進いたしまして、一つには有價証券市場の育成、一つは事業の安定、資金の確保、他面、金融機関の資産の運用を公正に、適正にする。こういうふうな見地から、これにつきますのは、日本銀行としましても、社債について優遇措置を講じよう、こういうふうにして、今日の資金について臨機の措置を必要といたしますが、窮極においては、それ／＼の長期資金に肩代りして行く、こういうふうな方向に向つて行けるのだらうと思ひます。今後長期資金については非常に困難がありまして、これはやつて行ける見通しが私はあると思つております。今後における金融の一番の根本は、資金の蓄積はどうかといふことであると思ひます。二十四年度は私の聞くところでは、約二千億近い税金の増徴になつてゐるようであり、これだけでは或る意味においてはいけなない本年度は強制的の貯金と申しますか、インフレの時には實際は本當の蓄積でないものであります。従來は日本銀行から札を出して、それが預貯金になる。本當に或る意味においてインフレによる資本の強制的

な蓄積であつたのであります。が、そういう形の預貯金であつたのが、今後においては、本當に働いて、本當の節約といふ、こういう預金になります。だから預金の増といふものはなから／＼できない。要するに問題は國民が如何に働いて、而も他方で節約をするかといふ点に預貯金、いわゆる資金の蓄積が繋がるのであります。そうであり、それから、今後においてやはり國民全体の協力がなくてはなから／＼困難だ。それで十分に私共は預貯金を増加する、いわゆる資本の蓄積を大いに促進するといふ見地から、今日日本が置かれておる状態を十分みんなが認識して、そうして今日におけるいづれのお互いに働いて節約するといふことが、我々日本國民の立場と相成るわけであり、將來如何なることを意味し、約束するかといふことをよく納得して、そうしてみんなが力を合すといふことが一番必要であるかと、かように考へます。大変簡単なことであります。が、御質問にお答えいたします。

○九鬼紋十郎君　もう一つ小さい問題であります。が、お尋ねいたします。今度の改正法案の十三條の三の九号の「金融機関の検査」といふことが、委員会の任務と言いますか、権限と申しますか、與えられておるのであります。が、事務当局を持たない委員会が、果してそういう市中の検査ができるかどうかといふことに非常に私は疑問を持つておるのですが、日銀總裁もその委員一人となられる立場上から、果してこれで實際問題として、検査ができるかどうかといふことについて一つ御意見を承わりたいと思ひます。

○説明員（一万田尚登君）　包括的にあ

あいうふうになつておりますが、まああいうふうになりますれば十分でござると思ひます。尙どういふふうにして検査する人を集めるかというふうな問題がありますが、これは恐らく日本銀行の方に委員会からお話があるというふうなことになるのじやないかと思つております。これはそのときにどうすればいいか、委員会が研究をされていいと思つております。

○九鬼紋十郎君 そうすると、今の日銀總裁の御意見では、つまりそういったものの機關を検査する嚴高の政策をここで決める権限があるというので、實際一々當つて検査するということがないだらうというのですか。

○説明員(一万田尚登君) それは委員自身でおやりになるという事ではないと思ひます。御命令でやりになるのだらうと思ひます。或いは又この委員会ができた後の委員会の御意向によるのだらうと思ひます。場合によつては俺がやるという人があつても差支ないと思ひます。

○九鬼紋十郎君 そういつたいろ／＼の意味がありますので、この委員会というものは相當の事務局を持たせる必要があると思ひます。そういつたような手足を持たせることを我々は考へていいと思ひますが、それについて何か御意見ございせんか。

○説明員(一万田尚登君) 今の中央銀行の政策を決める際には、中央銀行の仕事自体を毎日々々やつておられないこれは決まらん、資料も得られん、それで言換へれば、日本銀行自体がこの委員会の事務局になる。そうでないと、事務局としてはもう一つ又日本銀行見たいなものを作らなければなら

ないということになると思ひます。

○木村龍八郎君 先程總裁のお話の中に、六十億乃至七十億の設備資金、これは民間の蓄積以外に、日本銀行で恐らく面倒を見て行かなければならぬと思ひます。さつき質問いたしましたのもその点なんです、日銀からそういう設備資金を斡旋する場合、市中においては何か補償見たいなものが無いと貸しにくいというふうなことが起つて來て、日本銀行の中に政府が補償するのでなく、日本銀行の中で補償積立金見たいなことを行うような話があるように聞いておりますが、日本銀行がそういう市中銀行に融資した金について、市中銀行が貸した場合、日銀がそういう損失を補償する。こういうふうなやり方について總裁はどういうふうにお考えになつておりますか。

○説明員(一万田尚登君) 自身の見解としては、そういう見解には賛成いたしません。日本銀行がそういう仕組についてリスクをどうするかは、中央銀行の立場としてはすべきことではな

く、ただこういうことは今後において金融といふことを考へるときに御参考に願ひたいと思ひますのは、御承知のように三百六十圓の爲替相場もできましてから、今後企業といふものは、その借りた金は拂わないという状況でも困るので、そういうことのないよう

に、今後企業自体が自立して行くことになると思ひます。従つて無駄な金を出さずに、適正な金は或いは出るかも知れませんが、併しリスクは必ずしも考へなくともいい。言換へればそういう会社において株式を増資しなければならんし、社債も発行しなければならん。こういうことで、併せて研究

もして行くといふふうなことであるから、全部リスクなしで行くというのじやありません。そういうものもありま

す。そういうものについては政府当局において考慮を願ひなければならぬ。それは少なくとも金融としてはリスクがあつても仕方がないからこれは引受けて行こう、そういうものについて私の氣持としてはやはり見返資金等において運営をして行くといふふう

に考へております。

○木村龍八郎君 今後の日本の通貨制度について御見解を伺ひたいのですが、爲替が三百六十圓に決まりまして、今後日本の物價政策、通貨政策、資金政策、そういうものは對外的の價值によつて、その政策の運用は決められるわけですが、今後日本の通貨制度として一番望ましいのは、自分の國の經濟狀

態に合つた金融政策、物價政策、そういうものをやり得るような体制を持つた通貨制度がいいと思ひますが、併し爲替が三百六十圓に決まつてしまえば、そういうものは望ましくても、でない。對外的の價值の方から制約され、そこで今後そういう對外面から日本の政策の自主性が制約されて來る。こういう通貨制度をここでずつと続け

て置いていいのかどうか、將來はブレトン・ウッズといふようなことも起つて來ましよう。三百六十圓でブレトン・ウッズに参加すれば、大体一割ぐ

らいしが變動の余地がない。そういう場合には非常な窮屈になると思ひます。そこで今後日本の通貨制度においてまだ早や過ぎはないと思ひます。もうブレトン・ウッズの参加、その他も起つて來るのですが、日本銀行總裁としてどう

いうふうにお考えになつておりますか、日本の通貨制度を今後どういうふうに考へていつたらいいか、これは政策委員会とも関連して來ると思ひますが、その点についてどういふ考へで

すか。

○説明員(一万田尚登君) その点につきましては無論考へておりますが、併し今この席上で私から將來の日本の通貨制度がどうであるといふことをお答えするのは、少し早過ぎると私自身思つております。無論そういう点については十分研究しております。

○委員長(櫻内辰郎君) ちよつと急ですが、法制局長からちよつと發言させて貰ひたいという話でありますので、お願いしたいと、こう考へますが……。

○木内四郎君 日銀總裁はお忙しいのでしよから、日銀總裁の方を続けたいらうですか。

○委員長(櫻内辰郎君) それでは日銀總裁の方を続けましよう。

○中西功君 この度、日本銀行法の一部改正案が出ました根拠ですが、それは金融面において大きな変化があつて、とにかく今度の予算の編成を契機として大きな変化があつて、即ちそれは日銀に見返資金特別委員会が生れ、更に又復金がなくなつて、一般の産業融資が今後主として市中銀行を通じて行われて行く、これは大きな変化だと思ひますが、そうした変化とこの度の改正案とが必然的な関連にある。一應そういうふうにも考へられ

ますが、總裁として、そういうふう

に我が考へることが妥当であるかどうか、それに関する御意見をちよつと結論だけで結構ですから聞いて置きたいと思ひます。

○説明員(一万田尚登君) 大体お説の

ように、そういうふうにお考へになつて私はいと思つております。そう申しますのは、特に私別にそれは意見を聞いたわけじやないのですけれども、この中央銀行がどうあるべきか、この制度がどうなければならぬかという

ことは、実は先程もちよつとお話がありましたが、考へなければならぬので、今度はこの條文だけを日本銀行に

大体入れるといふようなところから見ても、こういうふうな情勢下において、先ず取も直さず信用政策を比較

的立派にやつて行けるようにするためには、どういふふうなことをやるか、取

敢えずそれで行くといふふうな考へ方があると思ひますが、私はそういう

ふに想像いたしてゐる次第であります。

保險事業者に関する法律案の中で二点考慮して呉れという要求がありまして。それはこの二十二條及び二十三條で、これは大蔵大臣だけで事業の停止とか免許の取消ができることになつてゐるが、これでは権利の保障に十分ではないから、そういう処分をする前に聴聞会と言いますか、公聴会を開いた上で処分をするというふうに考慮して貰いたい、それはアメリカではもうすべて行政機関によつてそういう免許の取消というようなことをやられるときには必ずパブリック・ヒアリングを経ることになつておるから、今度外國保險事業者が入つた場合、そういうことなくやられるということは非常にまあ不安であるし、この問題については極東委員会も非常に関心を持つておるので、政治的な意味から、そういう免許の停止、取消の全体としてパブリック・ヒアリングを経るといふふうに考慮して頂きたいということを委員会にお伝え置きたいということでもあります。そうなりますと、同時にやはり日本の保險業者の免許取消、停止という場合も同様な規定を置かないと、外國人を同一に取扱うという指令に余り副わないことになるので、若し改正をするとなると、その点も御考慮願いたいということになるのであります。それと、これはもうすでに或いは時期は遅いかと思いますが、今朝ESSのモスラーという人に呼ばれて、國家公務員のための國設宿舍に関する法律案で、衆議院で修正されたのは、まあ結論から行くと、原案の方がよいので、修正は余り賛成しない、ただ

自分の方に連絡がないうちにOKになつたのであるが、まだ間に合うなら一つ考慮して貰いたいというのであります。それから一番問題にしたのは十九條の但書で「有料宿舍にあつては六月をこえてはならない」というのは、どうも結局この公舎法を骨抜きにする、これは公務員の能率を非常に上げるための官舎設置ということであるので、六ヶ月間も後の人が入れないといふのでは、これは骨抜きになるから、この点を十分考慮して貰いたい。どういふわけであらうかといふに、恐らくこの質問を受けましたので、恐らくまあ日本の家屋の状態では直ぐに後の別な家を探さなければならぬ、借家法でも大体六ヶ月の猶予期間があるもので、こういうふうになつたのだらうと思つて言いましたら、まあそれにしては能率の方から考えるとこれは困るから、せめて一應三ヶ月として置いて、特別な事由がある場合に限りて各省各廳の長が後三ヶ月まで延し得るというふうなことにしても、どうかといふので、この点は非常に強く言つておるのであります。それと附則で、審議會は調査審議の結果を國會に報告しなければならぬということ、それから又宿舍審議會が三條二項に掲げる事項につき調査審議を完了するまでは從來通りということになつておるが、この完了というのとは、三條二項全部のことについて完了して初めてこの新しい法律が動き出すというのでは非常に困るというのであります。恐らく私はこの三條二項の全部が完了しなくても、一つ一つの事項が完了すれば、その事項については従前の例によつたので決めて行くのではないかと、結局まあ六ヶ月といふのは相当強くオブジェクションがあるということとであります。一應御報告申上げます。

○委員長(櫻内辰郎君) 何かこれに対して御質疑がありましたら……。
○木内四郎君 どうでしょう、公務員の方を直そうじゃないですか。
○法制局長(奥野健一君) 公務員の方は、実は前から私を呼んでおつたのですが、いろいろの行き違ひで、今日十時頃に呼ぶといふことになりました。今の方で、今日の公報を見ると、初めの方に委員長報告があるから駄目であらうといふことはよく言つて置きました。御報告したわけでありまして。
○委員長(櫻内辰郎君) それでは明日午前十時より再開することにいたします。今日はこれにて散會いたします。

午後四時三十分散會
出席者は左の通り。

委員長	櫻内 辰郎君
理事	波多野 鼎君 黒田 英雄君 九鬼紋十郎君
委員	天田 勝正君 玉屋 喜章君 西川甚五郎君 木内 四郎君 小林米三郎君

五月十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の増設に關し承認を求めめるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の増設に關し承認を求めめるの件

最近における外國貿易のすう勢に對し、税関行政の円滑な遂行を期するため、東京税関支署羽田飛行場出張所、外一税関出張所及び岩國税関支署上関監視署外二税関支署監視署(別紙の通り)を設ける必要が生じたので、税関官制第五條第一項による税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の設置について、地方自治法第五十六條第四項の規定による國會の承認を求め。

別紙

税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署新設案

出張所名	位 置
東京税関支署羽田飛行場出張所	東京都 東京市
大阪税関支署富島出張所	大阪府 大阪市
岩國税関支署上関監視署	山口縣 熊毛郡 上関村
嚴原税関支署比田監視署	長崎縣 上縣郡 比田村
嚴原税関支署佐賀監視署	長崎縣 上縣郡 仁田村